

(仮称) 西川口駅前分室駐車場運営事業に関する協定書

川口市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、(仮称) 西川口駅前分室駐車場（以下「駐車場」という。）の運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業の円滑かつ確実な実施のため、甲及び乙の義務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 甲及び乙は、本協定に定められた事項について、信義に従い、誠実に履行しなければならない。

(責務)

第3条 乙は、本事業の履行に当たり、甲に提出した企画提案書及び(仮称) 西川口駅前分室駐車場運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領(仕様書や質問に対する回答等を含む。以下「提案書等」という。)の内容を遵守するものとする。

(本事業に関する提案書等の内容の変更)

第4条 乙は、本事業の実施に関し、提案書等の内容を変更し、又は提案書等の内容以外の内容を実施しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から本事業期間終了の日までとする。
なお、次回以降の運営事業者の決定に当たり、再度乙が選定された場合にあっては、選定時に提示する事業期間終了の日まで延長するものとする。

(駐車場の運営場所)

第6条 甲は、別紙1に定める場所(使用面積224㎡)を、乙が第8条に定める行政財産の使用許可を受けることを条件として、乙の利用に供するものとする。

(使用開始日)

第7条 使用開始日については、甲乙協議の上、次条に定める使用許可を受けた期間の開始日からとする。

(行政財産の使用許可)

第8条 乙は、年度ごとに川口市財産規則(昭和39年規則第9号)第15条第1項及び第2項の規定に基づく許可を得なければならない。

2 乙は、行政財産の使用許可を受けたときは、川口市行政財産の使用料に関する条例(昭和39年条例第48号)の規定に基づき算出した使用料を、甲が発行する納入通知書により指定する期限までに納入しなければならない。この場合、乙工事実施期間中についても同様とする。

(管理義務)

第9条 乙は、本事業で発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(事故等の報告)

第10条 乙は、本事業における火災事故、労災事故若しくは第三者による事故が発生したとき又は天災等による障害等が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、本事業において、その責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本事業において知り得た甲の業務上の情報を外部に漏らしてはならない。本協定の解除後においても同様とする。

2 乙は、本協定が解除されたときは、甲から提供された機密情報が記録された資料等を、速やかに甲に返還しなければならない。

(権利の委譲)

第13条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(許認可等の取得等)

第14条 乙は、本事業の実施について必要な許認可等の取得、届出その他必要な手続(以下「許認可等の取得等」という。)をその責任で行わなければならない。この場合において、甲は、必要な範囲内で乙に協力するものとする。

2 乙は、本事業の実施に係る許認可等に係る書類を関係機関に提出したときは、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 乙は、本事業の実施に係る許認可等を受けたときは、速やかに当該許認可等を受け

たことを証する書類の写しを甲に提出するものとする。

- 4 乙は、許認可等に係る書類の写し及び許認可等を受けたことを証する書類を本事業が終了した日（事業期間を満了していない場合を含む）から1年間保管しなければならない。

（甲による協定の解除）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を何らの催告なくして解除することができる。

- （1）乙が本協定の規定に違反したとき。
 - （2）乙に社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められるとき。
 - （3）前2号に掲げるもののほか、本協定を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2 甲は、乙が本事業開始の準備を適切に行わない場合において、相当な期間を定めてした催告後もなお是正されないときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 前2項の規定によりこの協定の全部又は一部が解除された場合において、甲に損害があるときは、乙は速やかに当該損害を賠償しなければならない。

（不可抗力による協定の解除）

第16条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、大規模地震、戦争、暴動その他不可抗力により、本事業の履行が不可能になったときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

（中途解除）

- 第17条 乙は、やむをえない事由により本協定を解除しようとするときは、甲に対し、あらかじめその理由を付し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定によりこの協定が解除された結果、甲に損害があるときは、その解除が乙の責に帰すべき事由に基づく場合には、乙は速やかに当該損害を賠償しなければならない。

（乙による協定の解除）

- 第18条 乙は、甲がこの協定に違反し、その違反によって本事業の履行が不可能となったときその他甲の責に帰すべき事由により本協定を継続し難い重大な事由が生じたときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの協定の全部又は一部が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（法令等の遵守）

第19条 本協定に定めるもののほか、甲及び乙は、本事業の実施に関し、法令、条例、

規則等を順守しなければならない。

(協議)

第 20 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈、運用に係る疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 埼玉県川口市青木 2-1-1
川口市
川口市長 奥ノ木 信夫

乙 (住所)
(会社名)
代表取締役社長 ○○ ○○